



神埼市手話言語コミュニケーション条例

正式名称:神埼市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

障がい者支援室

基本理念

- 障がいの有無に関係なく、お互いの人格と個性を尊重し支え合う社会を目指すために、手話を言語として理解し、個々の障がいに合ったコミュニケーション手段の利用を促す。
- 手話をろう者が大切にしてきた文化的な財産として普及を進める。
- 障がい者が自立した生活を送れるよう、必要なコミュニケーション手段を選択・利用できる機会を確保し、広げていく。



市の責務

- ① 手話への理解促進
- ② 手話の普及
- ③ 関係団体や県等と連携



市民の役割

市が推進する施策に協力するよう努める



事業者の役割

- ① 市が推進する施策に協力するよう努める
- ② 障がいのある方が特性に合わせたコミュニケーション手段を利用できるよう合理的配慮を行う